

意見書案第 18 号

最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 10 月 15 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める意見書

2013 年から 2015 年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分にあたる生活扶助基準が平均 6.5%、最大 10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。

本件引下げについて、本市をはじめ全国 29 都道府県で最大時 1,027 名の原告が取消しを求めて提訴したところ、2025 年 6 月 27 日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり、憲法第 25 条の生存権に違反すると認定し、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す原告勝訴判決を言い渡した。

本来法治国家として国は、司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずである。ところが国は最高裁判決から 2 ヶ月が経過しているにも関わらず、未だ同訴訟の原告をはじめとする生活保護受給者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置をとらず、違法状態を放置している。

生活保護受給者の多くは高齢者や障害・傷病者であって、数百万人の生活保護受給者のうちには、10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第 25 条）と個人の尊厳（憲法第 13 条）を侵害され続けている状態にある人もいる。最大時 1,027 名の原告のうち、すでに 2 割を超える 232 名が亡くなっている（うち、本市では 9 名の原告のうち 2 名が死亡）ことから、最高裁判決に基づくすべての生活保護受給者の被害回復を、一刻も早く行うことが切実に求められている。

また生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴い、これら諸制度の対象者への悪影響も生じている。同影響の調査及び被害の回復を行うべきである。

よって、国及び政府においては、最高裁判決に従い、被害の回復と、こうした違法行為が二度と繰り返されることがないように以下の措置を直ちに講じることを強く求めるものである。

記

- 1 原告や保護費の引下げの影響を受けた全ての生活保護受給者に対して国は、真摯に謝罪すること。
- 2 専門家委員会の審議を理由に被害回復を引き延ばすのではなく、未払いの差額保護費を遡及支給するなど被害回復を行うこと。また各地の係争中の訴訟を速やかに終わらせ、被害回復に取り組むこと。

- 3 その他影響を受けた 2013 年当時から現在までの生活保護受給者に対する違法な行政処分の速やかな被害回復を進めること。
- 4 生活保護制度と連動する諸制度（就学援助など 47 の制度）への影響についても実態を調査し、被害回復を図る方針を直ちに表明すること。
- 5 違法とされた保護基準の設定に至る経過について原告、弁護団、当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 15 日

大津市議会議長 草 野 聖 地

内閣総理大臣

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長 あて